

# 令和8年度

## 鶴岡市立朝日中学校 いじめ防止基本方針

### はじめに

生徒はかけがえのない存在であり、一人ひとりが「いのち輝く人間」として生きることが保障されるものである。生徒に対しては、自他の「命の尊さ」と「生き方」を考えさせる「いのちの教育」を大切に行う必要がある。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、いじめを背景として、生徒の生命や身体に重大な危険が生じる事案が発生する可能性について、学校に関わるすべての者が「どの生徒にも、どの学校にも起こりうるもの」であり、「どの生徒も加害者にも被害者にもなりうる」という危機感をもたなければならない。

いじめから生徒を救うためには、生徒を取り囲む大人一人ひとりが「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、学校・地域・保護者（家庭）、関係機関とが互いの信頼関係の下に連携し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む必要がある。

本校では、いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な育成及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあると捉え、いじめ防止のために万全の対策を講じるものとする。そして、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）の趣旨をふまえ、国及び県・市の基本方針を参考に、「鶴岡市立朝日中学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」とする。）を策定するものである。

## I いじめ問題に対する基本的な考え方

### 1 いじめの定義と態様

いじめの定義は、法第2条において次の通り規定され、また、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」により、次のように説明されており、本校ではこれをふまえるものとする。

**「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒の在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。**

- (1) 個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、行為の起こったときのいじめられた本人や周辺の状況等を客観的に確認しながらも、本人がそれを否定する場合が多々あることをふまえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなど、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- (2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行う。
- (3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。

- (5) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- (6) インターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については「法」の趣旨をふまえた適切な対応が必要である。
- (7) いじめられた生徒の立場に立っていじめにあたと判断した場合にも、好意から行ったことが意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったようなとき等、「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処にも留意する。
- (8) 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に、具体的ないじめの態様として、次のようなものが示されている。

ア 冷やかしからいやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる  
 イ 仲間はずれ、集団による無視をされる  
 ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする  
 エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする  
 オ 金品をたかられる  
 カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする  
 キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする  
 ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる 等

- (9) 「いじめ」の中には、犯罪行為として早期に警察に相談するものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもあり、その場合には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を図ることが重要である。

## 2 関係者の役割・基本姿勢

### (1) 学校及び学校の教職員の役割・基本姿勢

- ① 学校として、どのようにいじめの防止等の取組みを行うかについての基本的な取組みの内容等を、学校防止基本方針として定める。
- ② わかる・できる授業や、一人ひとりを生かす教育活動の充実、さらには保護者や地域との協力体制の構築を通して、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりに努める。
- ③ いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ④ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、組織的に取り組む。
- ⑤ 相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施する等、学校組織をあげて生徒一人ひとりの状況の把握に努める。
- ⑥ 教職員は、生徒が主体となっていじめのない学校をつくろうとする意識を育むため、生徒が発達段階に応じていじめを防止する取組みが実践できるよう指導、支援する。
- ⑦ いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察や児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

### (2) 保護者の役割・基本姿勢

- ① 常に生徒の心情に寄り添いながらその理解に努め、生徒が安心して過ごせるよう愛情をもって育む。

- ② どの生徒も、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害などの悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ③ いじめが許されない行為であることを十分認識し、いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを生徒にしっかりと理解させるとともに、いじめの防止等の取組みを学校と連携して進める。
- ④ いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

### (3) 生徒の役割・基本姿勢

- ① いじめを行ってはならない。また、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的・積極的にいじめのない関係づくりに努める。
- ② 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

## 3 いじめ問題等への組織的対応

法第22条及び法第28条に基づき、学校の教職員複数によって構成される「いじめ防止対策委員会」及び鶴岡市教育委員会と連携して構成される「いじめ問題対応委員会」を組織する。

### (1) いじめ防止対策委員会

〔構成員〕

- ① 常任委員；校長，教頭，教務主任，生活指導部長，学習指導部長，各学年主任，養護教諭とする。
- ② 状況によって加員；特別支援教育コーディネーター，学級担任，部活動顧問，スクールカウンセラー，教育相談員，学校医，PTA代表，主任児童委員

〔会議〕

年間計画に基づいて開催される職員会議とするが、必要に応じて開催できるものとし、校長が主宰する。

〔いじめ防止対策委員会の役割〕

- ① 学校基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・見直し等
- ② いじめの相談・通報の窓口となる
- ③ いじめの疑いや問題行動等に係る情報の収集と記録，共有を行う
- ④ いじめを察知した場合に，関係生徒に対する事実関係を聴取する
- ⑤ 指導や支援の体制・対応方針を決定する
- ⑥ 保護者との連携等の対応を組織的に実施する

### (2) いじめ問題対応委員会

鶴岡市教育委員会と協議の上，(1)の組織に加え，鶴岡市いじめ問題対応委員会より人員の派遣を受け設置する。

## 4 関係機関との連携

### (1) 教育委員会との連携

いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう，鶴岡市教育委員会の指導を受け，いじめ対策の充実を図る。また，いじめ防止等に関する取組み及び解決が困難な事案等，連携が必要と判断する場合には，支援あるいはいじめ支援チームの派遣を要請する。さらに，重大事案が発生した場合には，学校及び鶴岡市教育委員会の対応や調査について必要な支援を要請する。

### (2) 警察署，児童相談所，医療機関等との連携

いじめが犯罪行為として取扱われるべきものであると認めるときや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは「学校・警察連絡制度」を活用し、鶴岡警察署に報告する。

いじめの問題への対応においては、例えば、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、法務局等）との適切な連携が必要であり、学校警察連絡協議会等を通じ、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておく。また、教育相談の実施にあたり、必要に応じて、医療機関等の専門機関との連携を図ったり、法務局等、学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知したりする等、関係機関と連携する。

### (3) 学校相互、中学校ブロック内小学校（あさひ小学校）等との連携

いじめの問題が複数の学校にまたがる場合には、いじめに関わる情報を適切に共有して、関係する生徒及びその保護者に対する支援や指導、助言を適切に行うことができるように学校間が互いに連携する。また、小・中学校間においても、いじめに係る事実の提供や情報収集をきめ細かく行う等、小・中学校間での連携を図る。

また、朝日地域学校運営協議会等地域全体で児童生徒を見守り、いじめの防止等に努めるために、各学校の児童生徒のいじめ等に関する実態やいじめの防止等に係る取組みについての情報交換を随時行い、対策等の共有を図る。

### (4) 情報の発信

学校基本方針を学校ホームページに掲載し、内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時・各年度の開始時期に生徒、保護者、関係機関等に説明し、周知・連携を図る。

## II いじめ防止等の基本的な取組み

### 1 未然防止の取組み

#### (1) 生徒理解に基づくきめ細かな教育の推進

- ① 日常的な会話や観察の他に、学校組織として定期的なアンケート調査や教育相談、生活記録等を通して生徒の気持ちの変化を捉えることができるようにする。
- ② 生徒一人ひとりの状態や学級・学校全体の様子を把握し、よりよい学級集団づくりや学校づくりを進めるため、Q-U検査を活用し学校生活における意欲や満足度の調査を行う。
- ③ 保護者や地域にいじめに関する情報を発信すると同時に、生徒の気になる様子等について、情報や相談をいただく窓口を周知し、学校外における生徒の状況把握等に努める。
- ④ 気になる生徒の情報等については、担任が一人で抱え込むことなく、学校・学年等組織として対応する。
- ⑤ 教職員の危機管理能力を高める研修を通して、資質・能力を高める。

#### (2) 学校の教育活動全体を通じた道德教育の推進

- ① 生徒の豊かな情操と道德心を培い自分の存在と他人の存在を等しく認めながら、お互いの人格を尊重し合い、心の通う人間関係を構築する力の素地を養うことがいじめの防止につながることをふまえ、すべての教育活動を通じた道德教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 道德教育推進体制を整備し、学校教育全体を通じた道德教育全体計画・道德教育年間指導計画の活用と改善を推進する。
- ③ 道德教育の要となる「特別の教科道德」の授業において生命尊重や思いやりの気持ちの育成・望ましい人間関係のあり方等を重点項目と定め、道德的実践力を高める指導を行う。

#### (3) 学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進

- ① 学校における「いのち」の教育の実践

教育活動全体を通じて、「かけがえのない生命の尊さ」と「人と人のかかわり」や「自らの生き方」の理解につながる教育活動を推進する。

#### ②家庭における「いのち」の教育の実践

各家庭においては、親子の温かいかかわりを通じて「愛されている」「認められている」等、生徒の自尊感情を高めるとともに、身近な動植物とのふれあい等から、子どもの発達段階に応じ、生命の尊さについて理解が進むよう働きかけていく。

#### ③地域における「いのち」の教育の実践

地域においては、朝日かたくりの子「四つの運動」の取組み等を通し、各家庭・学校との連携・協働を推進し、様々な交流活動等の充実により、自他を尊重する思いやりの心を育てるとともに「人とかかわる楽しさ」や「人のために役立つ喜び」を実感させる。また、子どもたちが安全に、安心して生活できる地域づくりを、各家庭・学校とともに推進していく。

### (4) 生徒会の主体的な活動の推進

①「いじめは人間として許されない行為である」「いじめを見て見ぬふりをするのもいじめを助長することにつながる」等、生徒のいじめに対する理解を深める。

②生徒会の活動において、挨拶や言葉遣い、時間の遵守等、校内生活のきまりを守り、生活上のマナーを意識する大切さを共有し高め合う集団づくりに努め、生徒の自己有用感や自己肯定感を育てる。

③学年の枠をこえた縦割り清掃活動や各生徒会行事等、生徒同士が関わり合いながら主体的に取り組む活動を通して、いじめ根絶につながる校風を醸成できるよう支援していく。

### (5) 教員等の資質能力の向上

#### ①生徒指導力の向上

生徒指導を十分に機能させるため、自己存在感を与え、共感的人間関係を育成し、自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助することに留意した指導を、学校の教育活動全体を通じて行う。また、個々の生徒への理解に基づく指導・支援を行う。その中で、生徒たちの人間関係を慎重に見抜く危機意識、すなわち「いじめの芽」に気づく洞察力を高め、発覚したいじめについて確実に解消していくため「いじめの根っこ」を改善する指導の在り方やいじめの未然防止に向けた学級経営等について、研修機会を設定し、教職員の資質向上を図る。

#### ②特別支援教育力、学習指導力の向上

学習障がいや注意欠陥多動性障がい・自閉症スペクトラム障がい等、発達障がいの診断を受けたり、その疑いがあると判断されたりする生徒の割合が増加している。こうした障がいの特性により、人間関係の構築の困難さやこだわりの強さなどによるトラブルが発生する場合がある。また、学習に対する困り感が強まり、取り組む意欲の低下に結びつくこともある。それがいじめ等の原因となり、集団や対人に対する不適応、ひいては不登校等の問題に発展することが心配される。こうした状況の中、高い専門性をもち、障がいの特性や生徒個々のニーズに応じた支援ができるように、教員の研修等への参加を促していく。

### (6) P T A組織を生かした取組みの推進

①P T A組織を通して、保護者の意識啓発を図るとともに、研修機会の設定や研修への積極的な参加を促していく。

②P T Aや関係機関と連携の上、携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール利用に関する研修会を開催する等、インターネットを通じて行われるいじめやトラブルを防ぐための生徒への情報モラル教育の充実を図るほか、家庭におけるルールづくりの取組みの重要性等、保護者への啓発の推進に努める。

## 2 早期発見の取組み

### (1) 早期発見のための基本的な考え方

いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる生徒や周囲の生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等の対応を、迅速かつ組織的に行うことが必要であり、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ関係機関との連携が必要である。

教職員は普段より、いじめを把握した場合の対処の在り方について研修を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とする体制を整備する必要がある。

#### ① いじめを見逃さない

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる など

こういった目に見えるいじめ、もしくはいじめの芽と思われる行為を発見した場合、直ちにその行為をやめさせるとともに、被害生徒の心情に寄り添って傾聴する。

#### ② 見えにくいいじめに気づく

大人が気づきにくい形（インターネット上等）で行われるいじめの行為があることを認識する。また、日頃の生徒との会話や生活記録への記入内容、交友関係の様子を観察等を通して、いじめの把握ができるように努める。いじめられている生徒の発するサインがたとえ小さくても、いじめではないかとの疑いをもって、いじめられた生徒の心に寄り添いながら声をかけ、生徒の人間関係をつぶさに把握しながら積極的に確認していく。

#### ③ いじめの早期発見のための対応と取組み

- ア) いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こり得る問題と認識する
- イ) いじめを許さない学校、学級づくりを推進し、生徒と保護者に対し明確に姿勢を示す
- ウ) 校内指導体制の点検
  - ・ 初等中等教育局長通知に添付されている「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」を活用した点検の実施
- エ) 実態把握のためのアンケート等の実施
  - ・ 県教育委員会の示す様式などによる年2回（5月頃・11月頃）の実施
  - ・ 生徒指導定期調査 第1期（7月） 2期（12月）の報告に結果を反映させる
  - ・ 「教育相談アンケート」の実施
  - ・ 月末の「生活ふりかえりアンケート調査」の実施
- オ) いじめ発見のチェックリストの活用と個別相談の実施
  - ・ 県と市の様式による、教職員用と保護者用のチェックリストを作成し配布
  - ・ アンケートと併用しながら意図的・計画的に実態把握を実施
- カ) 相談窓口（連絡先）の提供

### (2) 早期発見のための具体的な組織的対応の推進

#### ① 学校教職員の情報ネットワークの強化

いじめの 初期段階の行為を 発見した際には、その情報をいじめ防止対策委員会に報告

し、全教職員で情報を共有する。それによって、いじめに関わる生徒の言動を複数の教職員の目で確認し、未然防止や早期発見、事案の拡散の防止につなげていく。

気になる状況については担任等が一人で抱え込むことなく、校内組織に必ず報告・相談することで、組織的な対応を行う。

## ② 学校・家庭・地域の情報ネットワークづくり

発見したいじめの初期段階については、家庭にも連絡し、校内における指導や対応を伝え、各家庭での理解と協力を依頼する。

学校においては、定期的に校内のいじめに関する状況等の情報を家庭や地域に知らせていくことに加え、家庭用のチェックリストを作成し配布したり、いじめに関するアンケートを保護者対象に実施したりして、家庭と連携していじめの早期発見に努める。

## ③ 生徒や保護者が相談しやすい環境づくり

### ア) 生活記録等の活用

生活の記録等を活用し交友関係や悩みを把握したり、休み時間や放課後の雑談の中等の生徒の様子やその変化に目を配ったりする。併せて、教育相談や面談の機会を活用し、生徒が日頃から相談しやすい関係づくりに努める。

### イ) 定期的ないじめの実態を把握するアンケートの実施

いじめの実態を把握するアンケートを定期的に実施する。その結果を基にして、個別面談等により事実関係をさらに詳しく聴き取り全容を把握する。

### ウ) 相談窓口の設置と周知

生徒及びその保護者に、学校の相談窓口の他、県教育委員会の相談ダイヤル・メール相談窓口、鶴岡市教育委員会や鶴岡市教育相談センターの相談窓口等、いつでも誰でも相談できる体制があることを周知する。

## 3 いじめ発生の場合の適切な対応

### (1) いじめ対応の基本的な流れ ※P9「模式図」参照

いじめを認知した場合、躊躇なくいじめ防止対策委員会に報告し、組織的に事案の対応にあたる。また、校長は事実確認の結果について、責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。

### (2) いじめ発見時の緊急対応 ※P9「把握すべき内容と注意事項」参照

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかにいじめ防止対策委員会に報告し、組織的に対応する。いじめ防止対策委員会においては、いじめを受けている生徒やいじめを知らせてきた生徒を守りぬくことを第一としつつ、速やかにいじめの正確な事実確認を行い、情報を共有するとともに、指導体制や指導方針を決定する。

なお、いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「いじめられた生徒が悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、いじめられた生徒の自尊感情を損なわないよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱いなど、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。

### (3) いじめと認知した場合の対応

#### ① 被害生徒及びその保護者への対応

##### ア) いじめを認知した際の対応

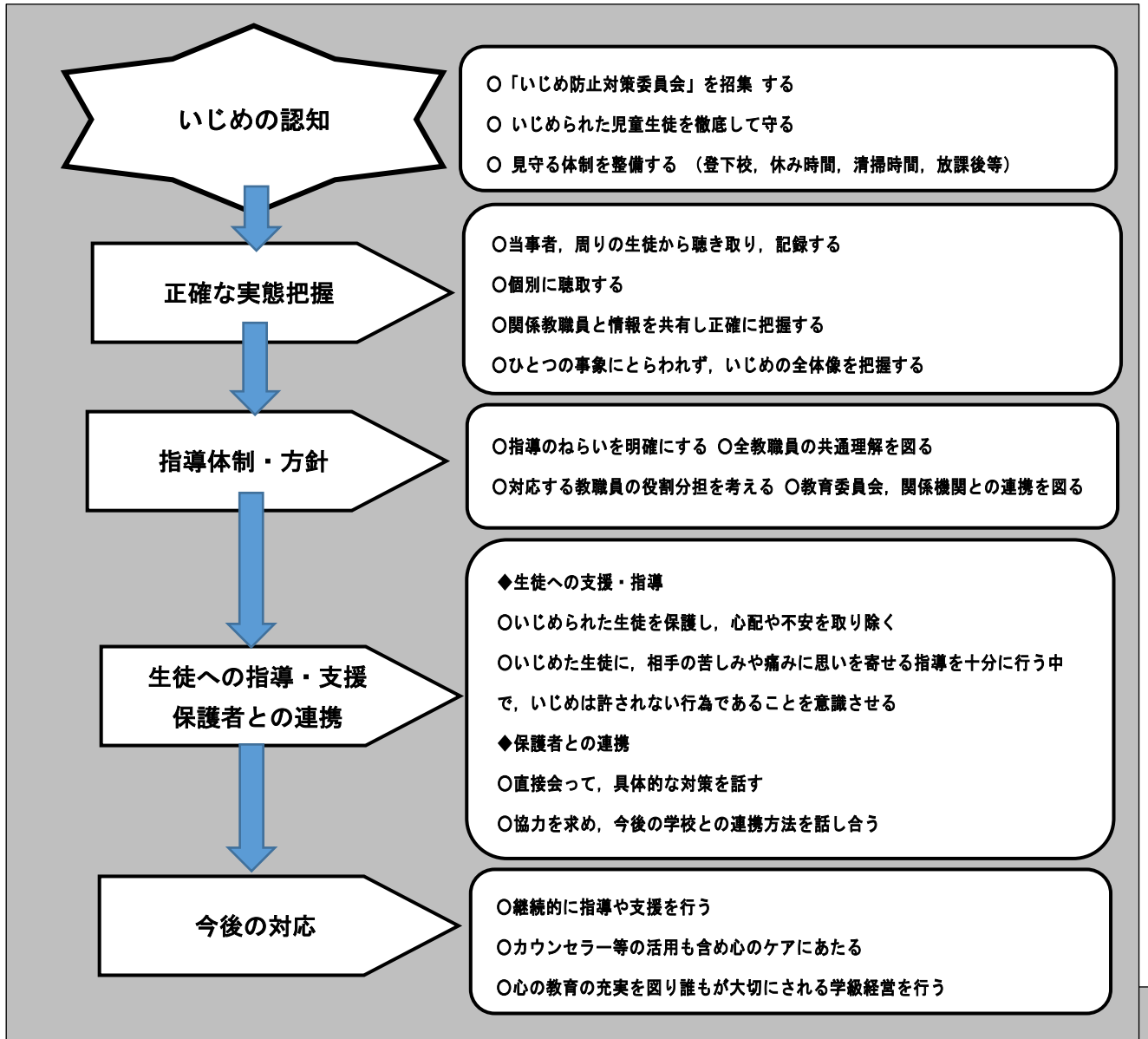
いじめを認知した際には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた生徒やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員

の協力のもと、当該生徒の見守りを行う等、いじめられた生徒の安全を確保する。

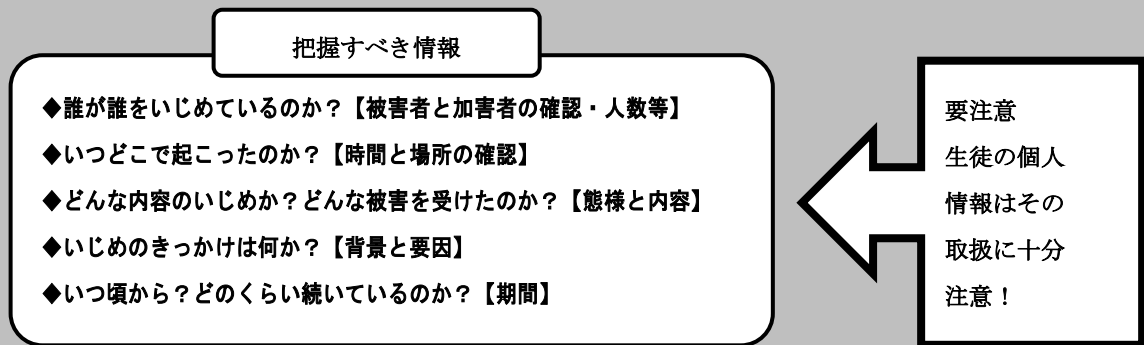
イ) いじめられた生徒への対応

いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導する等、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。さらに、状況に応じて、スクールカウンセラー等の心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者等外部専門家の協力を得る。

<いじめ対応の基本的な流れ（模式図）>



正確な事実関係を迅速に把握するために、複数の教職員で連携して対応する。



ウ) いじめられた生徒の保護者への対応

保護者の心情を配慮しながら誠意をもって対応する。事実関係を正確に説明し、誤解を招かないようにする。保護者の訴えに対し共感的態度で傾聴し、具体的な対応と経過については、継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

#### エ) 自殺につながる可能性がある場合の対応

生徒が自殺をほのめかす等、自殺につながる可能性がある場合、「TALKの原則」

(Tell：心配していることを伝える、Ask：自殺願望について尋ねる、Listen：気持ちを傾聴する、Keepsafe：安全の確保)に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する生徒への対応をていねいに行う等して、いじめの再発防止に努める。

### ②いじめた生徒及びその保護者への対応

#### ア) いじめを認知した際の対応

いじめがあったことが確認された場合、いじめた生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、いじめを生んだストレスの背景にも寄り添いつつ、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

いじめた生徒に対しては、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者等の外部専門家の協力を得る等、組織的にいじめをやめさせるとともに、その再発を防止する。さらに、事実関係を確認した後迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに保護者に対する継続的な助言を行う。

#### イ) いじめた生徒への対応

いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題等のいじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的な配慮を十分に行い、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて、出席停止制度の活用について教育委員会と協議する。

#### ウ) いじめた生徒の保護者への対応

生徒が同じことを再び繰り返さないようにするために、学校と家庭が連携して生徒を育てていく姿勢で対応する。その際、保護者を責めたり、事実の解明を迫ったりせず、保護者が孤立感をもたないようにすることにも配慮する。

また、保護者が自分の子どもの正当性を主張したり、いじめられている生徒に非があると考えたりする場合には、保護者の思いを聞きながら、「いじめは許されないことであり、学校は毅然とした態度で取組む」ということを理解できるようにする。必要に応じて、複数の教職員で対応にあたる。

### ③集団へのはたらきかけ

いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせる。「いじめは、命や居

場所を脅かすものであり、人間として絶対に許されないものである」という認識を一人ひとりの生徒に徹底して指導する。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせることが必要であることを理解させ、いじめを傍観することは、いじめを助長することになり、許されない行為であるという自覚を促す。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合う等して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

#### ④いじめの解消

いじめは、単にいじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態について、文部科学省は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があるとしている。また、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものと定義している。2つの要件とは、

##### 1 いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

##### 2 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

教職員は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめられた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会において、いじめが解消するまでいじめられた生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行するものとする。

### Ⅲ ネット上のいじめへの対応

#### 1 ネット上のいじめの未然防止

##### (1) 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

###### ①教科等における指導の充実

生徒の発達段階に応じた教科、特別活動、特別な教科「道徳」、総合的な学習の時間等を活用し、心を育てる教育、情報モラル教育等の充実に向け、学校体制による意図的、計画的な指導を行う。

###### ②生徒及び保護者に対する啓発

生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、「インターネットの不適切な使用による危険性」について理解を深めるための研修会や講演会を実施し、啓発に努める。

###### ③教員の指導力の向上

教員が、インターネット上のいじめの現状等の理解を深めるとともに、トラブルが発生した場合の対応を迅速、確実に行うことができるようにするための研修を行う。

##### (2) 家庭・地域、PTAとの連携

保護者会や地区懇談会等の機会を捉えて、校内における情報モラルに関する指導状況や生徒のインターネット利用状況等について、家庭・地域に情報提供を行い、学校と連携してネット上のいじめの未然防止への協力を求めていく。

## 2 早期発見・早期対応

### (1) 早期発見への取組み

インターネット上で生徒のいじめにつながる恐れのある書き込み等が認められた場合は、情報を組織的に共有するとともに、鶴岡市教育委員会や鶴岡警察署、山形地方法務局鶴岡支局等関係機関の指導・助言を積極的に受けながら対応にあたる。

### (2) 早期対応への取組み

インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を防ぐため、迅速かつ徹底的に削除するための措置をとる。特に、名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求める。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに鶴岡警察署に通報し、適切な援助を求める。

## IV 重大事態への対処

### 1 重大事態の定義

(1) いじめにより、当該生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- \* 生命、心身又は財産に重大な被害に該当すると想定されるケース
- ・ 生徒が自殺を図った場合 ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

(2) いじめにより、該当生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- \* 相当の期間とは、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこの限りではない。

(3) 上記(1)～(2)以外で、保護者からの申立てがあったとき等、学校が重大事案が発生したものと判断する必要があると判断したもの

→※児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合には、十分な調査等を実施した上でいじめを起因とする重大事態か否かを判断する。

### 2 重大事態への対処

(1) 重大事態が発生したと判断した場合は、全職員にその旨を知らせるとともに、鶴岡市教育委員会に速やかに報告する。合わせて、PTA役員(会長・副会長)に、個人情報に配慮しつつ、重大事案発生を旨を伝え、協力を仰ぐ。

(2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処するいじめ問題対応委員会を設置する。

(3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関と適切な連携を図る。

(4) 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明する等の措置を行う。

(5) 調査結果については、速やかに鶴岡市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(6) 情報の共有及び提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮する。

## V 教育相談及び生徒指導に関する体制の整備

### 1 教育相談

- (1) 全職員の共通理解の下に、それぞれの担当の連携を密にし、日常の教育活動の中で生徒理解に努める。
- (2) 学年会や職員打ち合わせ、校務支援システムを通じた情報共有、職員会議で生徒の様子について共有するなど、細やかな情報交換と気配りの行き届いた活動を進めていく。
- (3) 生徒理解やアンケートの分析を基にした研修会を定期的に行い、生徒理解とその支援のあり方について共通認識の下に対応する。
- (4) 生活記録や日々の会話を大切に、小さなことにも傾聴し、日常の生活の中で信頼関係を築いていく。また、定期的かつ必要に応じた教育相談活動を行うことを通じて、生徒理解に努める。
- (5) 家庭との連携を密にし、また、外部機関との相互連絡を取り合いながら、生徒へのきめ細かい指導を進めていく。
- (6) 登校できない生徒や教室に入ることのできない生徒がいる場合は、その対策を立案し、全職員共通の考え方で進めていく。

### 2 生徒指導

- (1) 生徒一人ひとりの「自立」のために、生徒指導の三機能を活かした指導を行うことができるよう、教育活動全般を通して場面設定をする。
- (2) 生徒が主体的に取り組む生徒会活動や学校行事、部活動を通じて、生徒の自発性や自主性・自律性、主体性を育成する。
- (3) 生徒が安全で、安心・安定した生活を送ることができるように、きまりの意義とそれを尊重する態度の育成、交通安全や災害時の対応等を身につけることのできる指導を行う。
- (4) 生徒が健康的な生活を送ることができるように、健康に対する意識の高揚と基本的な生活習慣の確立をめざした指導を行う。
- (5) 給食・清掃の活動を通して、勤労・奉仕・協力の気持ちを育てる。
- (6) 生徒一人ひとりの健全な成長のために、きめ細やかな生徒理解を行い、生徒とともに活動し、適切な指導・助言、支援を行う。

### 3 主な年間活動計画

学校生活等に関する定期的な振り返りを行うことで、生活へのメリハリや目的意識をもった生活ができるようにするとともに、生徒の活躍できる場面を意識的に設定し、生活への活気をもたせることをねらいとしている。 ※具体的な年間活動計画は巻末に掲載

## VI 学校評価と教員評価

### 1 学校評価

学校基本方針に基づく取組みの実施状況を、教職員・保護者・生徒それぞれの評価項目に位置づける。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されるようにする。また、生徒や地域の状況を十分ふまえて目標を立て、目標に対する具体的な取組み状況や達成状況を評価し、評価結果をふまえてその改善に取り組むようにする。具体的には、職員に対しては4月に「達成目標」、2月に「達成状況」の評価について示す。

いじめ防止対策委員会は、学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組みが計

画通りに進んでいるかどうかの点検や、いじめ問題への対処状況についての検証，必要に応じた計画の見直しなど，学校がいじめ防止の取組みについてP D C Aサイクルで検証を行う。

## 2 教員評価

いじめの有無やその多寡を評価するのではなく，日頃からの生徒理解，未然防止や早期発見，いじめが発生した際の問題を隠さず，迅速かつ適切な対応，組織的な取組み等を行っているかどうかを評価する。

また，学級の実態に基づく評価結果をふまえ，その改善に取り組んでいるかどうかを評価する。

## Ⅶその他

### 1 学校基本方針の見直し

この基本方針は，法令や県・市基本方針の動向，学校経営の方針の変更，生徒や地域の実態等と照らし合わせ，点検を行った上で，必要があると認められたときは，見直しを行うものとする。

#### 巻末 <年間指導計画>

月	情報収集・理解	集団づくり・意識醸成	未然防止・早期発見	連携(小・家庭・地域等)
4月	生徒理解研修	入学式学級開き 学級組織づくり 新入生歓迎会 部活集会	初発指導	PTA理事会・総会 学年保護者会
5月		生徒総会 田川中リーダー研修会 体育祭活動	いじめ・生活アンケート 教育相談アンケート 教育相談 体育祭活動を通じた観察	ブロック研修会 地域PTA委員会 学校運営協議会① PTA奉仕作業
6月		体育祭 地区総体壮行式 セブメディア	Q-U	体育祭参加・協力 PTAあいさつ運動 授業参観 小中地区懇談会
7月	校内研修会	1年地域学習・2年職場 体験・3年修学旅行 県大会壮行式(放送) 吹奏楽部壮行演奏		二者・三者面談 地区運動会
8月	校内就学支援委員会			
9月		合唱祭活動	合唱祭活動を通じた観察	PTAあいさつ運動
10月	校内研修会	合唱祭活動 合同音楽会(全学年) 合唱祭 学習発表会 感性教育講話(地域語り合い)	いじめ・生活アンケート 教育相談アンケート	PTA理事会 学習発表会・合唱祭参加 朝日地域駅伝大会

11月		セブメディア	教育相談	ブロック研修会 学校運営協議会②
12月	学校評価職員アンケート	生徒会役員選挙 生徒総会	学校評価生徒アンケート 学習・生活アンケート	学校評価保護者アンケート 学校保健委員会(情報モラル講話) 三者面談
1月	年間反省 入学説明会			学校評価アンケート結果発信 入学説明会
2月		セブメディア		PTA理事会・学年PTA懇談会 学校運営協議会③ 朝日の教育を語る会
3月	総括・次年度構想 生徒情報の集約・発信 特別支援対象生徒情報移行	卒業式		小中連絡会 同窓会入会式
年間活動	職員会議 学年会 指導部会 生徒支援委員会での情報交換・支援 検討	ボランティア活動 各委員会活動	生活記録の活用 チャンス相談SST 校内外巡視登下校指導	